

～自治会、自主防災組織の皆様へ～
地域避難施設の認定制度のご案内



※要件や書類のこと
など、まずは、お気軽
にご相談ください。

(地域が抱える課題)

市の避難所は遠すぎる…

身近な行きなれた避難所がほしい…

知らない人ばかりが居る避難所には行きたくない…

土砂災害の危険があるが、避難する場所がない…

雨が降り出す前に、避難したい…

避難所って
もっと良く
ならないかしら…



地域で、避難所を開設・運営してみませんか？

(ポイント)

- ✓ 1つの区単位だけではなく、複数の区や地区全体で開設運営も可能。
- ✓ 地域内に適切な施設や場所がなくても、地域外で避難施設を準備できる。
- ✓ 所有者に使用の許可を得れば、民間施設を避難施設とすることができる。

(申請できる団体)

自治会 (連合体)

自主防災組織 (連合体)

(地域避難施設にできる市内施設)

地域の集会所、使用許諾を得た民間施設等

※公共施設、住家を除く

(認定の基準)

- ①ハザードマップで土砂災害や浸水が想定されていない場所等
- ②新耐震基準に則した建物 (★1)
- ③避難スペースが 33 m²以上
- ④避難所開設運営マニュアルを整備
- ⑤必要な資機材等がある (見込み★2)

(運営方法)

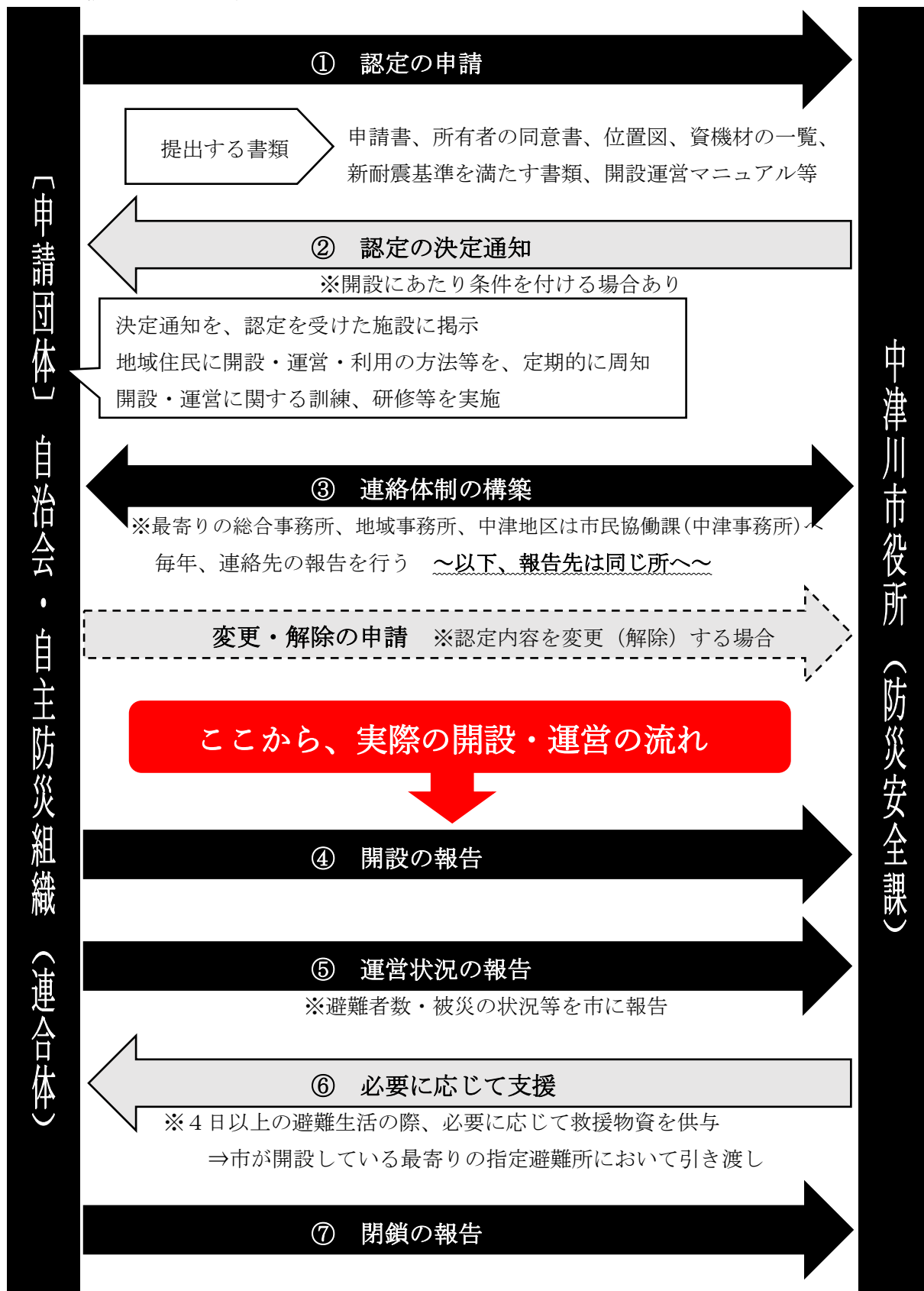
- ・大雨や地震等を原因とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民が自主的に開設から閉鎖まで行う。
- ・地域住民、ボランティアのみで運営する。
- ・開設・運営・閉鎖に係る経費、事故等による損害は、設置者の負担となる。

★1 旧耐震基準の集会所の耐震診断(最大 9 万円補助、詳細は都市建築課)、耐震補強(最大 120 万円補助、詳細は市民協働課)は、補助制度の活用をご検討ください。

★2 風水害の避難所運営については、防災資機材等の購入補助制度をご活用いただけます。

～要件や書類のことなど、まずは、お気軽にご相談ください。～

〔手続き・運営の流れ〕



地域避難施設の
認定制度に関する
お問合せ先

中津川市役所 総務部防災安全課

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号

TEL 66-1111 (内線 163, 165) FAX 66-1502

詳細はHPにて [中津川市公式ホームページ](#) > [暮らし・手続き](#)
> [防災](#) > [計画・取り組み](#)